

茨市推第 233 号
令和 2 年 5 月 6 日

各地域自治組織 代表者 様

茨木市 市民文化部
市民協働推進課長 小西 哲也

新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の休館等について（お知らせ）

日ごろから、地域コミュニティの醸成に格別のご尽力とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記について、国では、令和 2 年 5 月 4 日付で、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が令和 2 年 5 月 31 日まで延長され、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改正されました。

また、大阪府では、令和 2 年 5 月 5 日開催の大阪府新型コロナウイルス対策本部会議において、「緊急事態措置」が改正され、引き続き、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛をはじめ、規模の大小や屋内・屋外を問わず、生活の維持に必要なものを除く全てのイベントの開催自粛が要請されています。

さらに、本市では、国・大阪府の決定を受けて、令和 2 年 5 月 5 日開催の第 15 回茨木市新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添のとおり、市公共施設の休館を令和 2 年 5 月 31 日（日）まで延長することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、大阪府の緊急事態措置において、生活の維持に必要なものを除く全てのイベントの開催自粛要請の具体例として、地域行事も含まれているほか、本市の一部の地域からは、12 月までの全ての地域行事を中止することや、地域行事の開催のための準備ができないために中止を検討しているとお聞きしていることから、改めて、地域の状況を十分に勘案していただき、地域行事等の開催の有無を検討していただきますようお願いいたします。

また、施設の休館等について、可能な範囲で地域自治組織の構成団体の皆さんにお知らせいただきますようお願いいたします。